

## 附属機関等の委員の公募に関する要領

(趣旨)

第1条 芦屋市附属機関等の設置等に関する指針（以下「指針」という。）6に規定する委員の公募方法等について定める。

(公募方法)

第2条 委員の公募は、選任予定日のおおむね2月前までに広報紙への掲載その他の方法により行うものとし、2週間程度の応募期間を設けるものとする。

(応募資格)

第3条 公募委員に応募することができる者は、原則として芦屋市内に居住する選任時の年齢が18歳以上の者とし、指針5委員の選任(1)④に規定する年齢制限は適用しないものとする。

(周知事項)

第4条 公募に際しては、次の事項を周知するものとする。

- (1) 附属機関等の名称、審議内容及び任期
- (2) 公募する委員数
- (3) 応募資格
- (4) 応募方法
- (5) 応募期間
- (6) 報酬額
- (7) 選考方法

(選考方法及び基準)

第5条 選考方法及び基準は、原則として所管課に選考委員会を設置し、附属機関等の設置目的、審議内容等を勘案して、次の方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 小論文による選考
- (2) 面接による選考
- (3) その他市長が適当と認める方法による選考

(選考結果の通知)

第6条 選考結果については、応募者全員に速やかに通知するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、第3条の規定による公募委員の選任に関する手続については、この要領の施行の日前においても行うことができる。